

通所リハビリテーション利用料金表

令和8年8月～
野洲市 地域区分 7級地 区分【10.17円】

【通常規模型】1時間以上2時間未満	単位	1割	2割	3割	
要介護1	369	376	751	1,126	円
要介護2	398	405	810	1,215	円
要介護3	429	437	873	1,309	円
要介護4	458	466	932	1,398	円
要介護5	491	500	999	1,498	円
【通常規模型】3時間以上4時間未満	単位	1割	2割	3割	
要介護1	486	495	989	1,483	円
要介護2	565	575	1,150	1,724	円
要介護3	643	654	1,308	1,962	円
要介護4	743	756	1,512	2,267	円
要介護5	842	857	1,713	2,569	円
【通常規模型】6時間以上7時間未満	単位	1割	2割	3割	
要介護1	715	728	1,455	2,182	円
要介護2	850	865	1,729	2,594	円
要介護3	981	998	1,996	2,993	円
要介護4	1,137	1,157	2,313	3,469	円
要介護5	1,290	1,312	2,624	3,936	円
【通常規模型】7時間以上8時間未満	単位	1割	2割	3割	
要介護1	762	775	1,550	2,325	円
要介護2	903	919	1,837	2,755	円
要介護3	1,046	1,064	2,128	3,192	円
要介護4	1,215	1,236	2,472	3,707	円
要介護5	1,379	1,403	2,805	4,208	円

●・・・7時間以上8時間未満は算定

加算項目			単位	1割	2割	3割	
入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ	●	日	40	41	82	122	円
			60	61	122	183	円
リハビリテーションマネジメント加算イ(6月以内)	●	月	560	570	1,139	1,709	円
リハビリテーションマネジメント加算イ(6月超)			240	244	488	732	円
リハビリテーションマネジメント加算ロ(6月以内)			593	603	1,206	1,809	円
リハビリテーションマネジメント加算ロ(6月超)			273	278	556	833	円
リハビリテーションマネジメント加算ハ(6月以内)			793	807	1,613	2,420	円
リハビリテーションマネジメント加算ハ(6月超)			473	481	962	1,443	円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	●	日	110	112	224	336	円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	●	日	240	244	488	732	円
			1,920	1,953	3,906	5,858	円
生活行為向上リハビリテーション実施加算		月	1,250	1,272	2,543	3,814	円
若年性認知症利用者受入加算	●	日	60	61	122	183	円
栄養アセスメント加算	●	月	50	51	102	153	円
栄養改善加算	●	月	200	204	407	611	円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ	●	月	20	21	41	61	円
			5	5	10	15	円
口腔機能向上加算Ⅰ	●	月	150	153	305	458	円
口腔機能向上加算Ⅱイ	●		155	158	316	473	円
口腔機能向上加算Ⅱロ	●		160	163	326	489	円
重度療養管理加算	●	日	100	102	204	306	円
中重度者ケア体制加算	●	日	20	21	41	61	円
科学的介護推進体制加算	●	月	40	41	82	122	円
移行支援加算	●	日	12	13	25	37	円
退院時共同指導加算	●	回	600	611	1,221	1,831	円
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	●	日	22	23	45	67	円
			18	19	37	55	円
			6	7	13	19	円
リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満)		回	12	13	25	37	円
リハビリテーション提供体制加算(7時間以上)	●		28	29	57	86	円
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	●		所定単位数による				

サービス外の利用費

食費(おやつ代含む) ※1	1日	650円
行事参加費	実費負担	
区域外送迎費	事業実施区域外の方	公共交通機関の実費負担

※1 午後から短時間デイケアをご利用の方はおやつ代1日50円

加算項目	内容
入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ	入浴介助を行った場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	高齢者が住み慣れた自宅・地域で暮らし続けるために必要な要素に、「身体機能の維持・向上」があり、それぞれの疾患や生活状況・身体状況に沿った、質の高いリハビリテーションを提供することを目的に設定された
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)直後、又は認定日から起算して3月以内の期間に個別にリハビリテーションを実施した場合に算定
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	退院(所)直後、又は認定日から起算して3月以内の期間に認知症利用者に対して個別にリハビリテーションを実施した場合に算定
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を定め、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の能力向上を支援した場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定□
栄養アセスメント加算	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合に算定
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対して栄養状態の改善を図ることを目的とし必要に応じ居宅を訪問した場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ	利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
口腔機能向上加算Ⅰ、Ⅱイ、Ⅱロ	利用者に対して個別に実施される口腔清掃指導、摂食嚥下機能に関する訓練等を実施した場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
重度療養管理加算	要介護3又は4・5に該当する者であって厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続的に行った場合に算定
中重度者ケア体制加算	規定する要件を満たす員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で1以上確保している場合等に算定
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定
移行支援加算	利用者が通所介護事業所等へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提出した場合等に算定
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。)を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士70%以上配置又は勤続10年以上介護福祉士25%以上のいずれかに該当する場合に算定
	介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定
	介護福祉士40%以上又は勤続7年以上30%以上のいずれかに該当する場合に算定
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築しリハビリテーションマネジメントに基づいたサービスを提供している場合に算定(所定時間による)
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	所定単位数による